

## 日整連様式の定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿）の記載例【電子制御装置整備を伴った場合】

1. 自動車特定整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 電子制御装置整備の一部を構内外注した場合には、その他の点検・整備項目欄等に構内外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

フロントガラス交換（構内外注）、フロントカメラ交換及びエーミング

【該当する点検項目がある場合は点検結果欄に○（特定整備）等の記号を記載】

※フロントガラス交換を構内外注し、フロントカメラ交換及びエーミング作業を自ら行った場合

(2) 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注元の特定整備記録簿のその他の点検・整備項目欄等に、外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

外注元の特定整備記録簿：フロントレーダー交換【該当する点検項目がある場合は点検結果欄に○（特定整備）等の記号を記載】

フロントレーダーエーミング（外注）

外注先の特定整備記録簿：フロントレーダーエーミング

※レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

なお、外注先の特定整備事業者は、自らが行った作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付するとともに、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

(3) 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注元の特定整備事業者は特定整備記録簿に記載しないこと。外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付し、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

2. 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合には、その他の点検・整備項目欄等に当該作業を実施した場所を記載する。なお、この場合、エーミング作業については、天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由をその他の点検・整備項目欄等に記載すること。

(記載例)

フロントカメラエーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

【該当する点検項目がある場合は点検結果欄に○（特定整備）等の記号を記載】

※入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

(記載例)

フロントバンパ交換（□□板金工場）

【該当する点検項目がある場合は点検結果欄に○（特定整備）等の記号を記載】

※離れの作業場（□□板金工場）でフロントレーダーの取外しを伴うフロントバンパ交換を行った場合